

請願文書表 (令和6年3月定例会)

受理番号	請 第 1 号
受理年月日	令和6年3月4日
件 名	日本政府に対し、対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書を提出することを求める請願
請 願 者	舞鶴市字伊佐津 158-1 憲法を生かす 平和のための舞鶴ネットワーク 世話人代表 吉本 晴樹 ほか2名 (署名 957 筆)
紹介議員	伊田悦子、小杉悦子
要 旨	<p>【請願の要旨】</p> <p>2022年12月に決定された安保三文書に基づく、反撃能力(敵基地攻撃能力)を含む長射程ミサイルをはじめとする軍事力拡大による「戦争抑止」ではなく、対話と外交による平和構築に積極的役割を發揮することを求める意見書を政府に提出してください。</p> <p>基地の強靱化計画の内容を広く市民に説明し、市民の意見を反映できる場を設けることを政府に求めてください。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>2022年12月に安全保障関連法を前提として、「反撃能力」の保有を認め、5年間で世界第3位の軍事大国となる43兆円もの予算を使い「防衛力の抜本的強化」をすすめる安保三文書が閣議決定されました。</p> <p>安保三文書は、日米が協力して行う反撃能力(敵基地攻撃能力)を含む長射程ミサイル、無人兵器などの配備、全国283地区の自衛隊施設の「強靱化」を進め、現実に戦争するために必要な機能・能力を獲得することとしています。</p> <p>そのため、舞鶴では地方総監部の地下化・構造強化や舞鶴基地に配備されているイージス艦に射程1600kmのトマホークを配備し、ミサイル整備所改修などが計画されています。これらのことは、「敵国」にとって、先制攻撃を受ける大きな脅威であり、東アジア全域に軍事的緊張をもたらし、「平和を守る」、「安全」を叫びながら軍拡競争を招き、偶発的戦争の危険性を含め、戦争勃発の危険を高めています。</p> <p>現下の国際情勢の中で、これまで以上に平和が希求される時だからこそ、政府は、世界においても先駆的意義を有する日本国憲法の恒久平和主義と国際協調主義を掲げ、国際平和の実現のために積極的役割を發揮すべきです。</p> <p>舞鶴市として市民の平和に生きる権利を保障するため、政府の政策に追随するのではなく、憲法のめざす平和な市民社会の実現をめざすことが求められます。</p> <p>よって、舞鶴市議会は、政府に対し、多大な犠牲を払った戦禍を繰り返さず、すべての自衛隊員と国民が戦争で死傷することが決してないよう、日本国憲法を名実ともに發揮した平和的外交を強力にすすめることを政府に求めるよう請願いたします。</p>
付託委員会	総務消防委員会